（記載上の注意）
［1．～6．　略］
［資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率］
［表略］
（記載上の注意）
［1～4　略］
［連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率］

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

（記載上の注意）
1　「連結レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
2　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）
第一条　この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。
2　新規則別紙様式第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。
3　新規則別紙様式第三号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（法第五十一条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。
4　新規則別紙様式第四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

内閣府
文部科学省
厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項、第五項第四号ニただし書及び第八項ただし書、第三十条第一項並びに第三十七条の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

（記載上の注意）
［1．～6．　同左］
［資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率］
［同左］
（記載上の注意）
［1～4　同左］
［加える。］

第2　［同左］

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める場合）	（法第三条第一項の主務省令で定める場合）
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第三条**　［同上］
一　保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県	一　保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県